

議案第86号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存

在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第11条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 困難折衝等業務手当
- (2) 略
- (3) 児童生活支援業務手当
- (4)～(6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 取締等業務手当

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 税務手当
- (2) 略
- (3) 社会福祉業務手当
- (4)～(6) 略
- (7) 漁労手当
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 麻薬等取締手当
- (13) 精神保健福祉業務手当
- (14) 訓練指導手当
- (15) 特殊自動車運転手当

(12) 略

(13) と畜検査等業務手当

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 災害応急作業等手当

(23) 略

(困難折衝等業務手当)

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 用地交渉手当

(25) 略

(26) 災害応急作業手当

(27) 略

(28) 航空機搭乗業務手当

(税務手当)

第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 給与条例第1条に規定する職員（以下「職員」という。）が納税義務者若しくは特別徴収義務者又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促を受けた者その他の県に債務を有する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える業務のうち次に掲げる業務に従事したとき。

ア 徴収又は折衝の業務

イ 県税に係る更正若しくは決定のための調査又はこれに準ずる調査に必要な質問又は検査の業務

ウ 滞納処分に係る財産の搜索又は差押え若しくは搬出の業務

(2) 職員が次に掲げる規定その他の福祉に関する法令の規定に基づき、要保護者又は援護、育成若しくは更生その他の措

第3条 税務手当は、給与条例第1条に規定する職員（以下「職員」という。）が納税義務者又は特別徴収義務者を訪問し、その者に直接接して行う県税の賦課徴収に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

置を要する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える指導、相談又は調査その他これらに準ずると人事委員会
が認める業務（次号及び第4号に掲げる業務を除く。）に従
事したとき。

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第4項

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2

号ロからホまでの規定

ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項

エ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

（平成13年法律第31号）第3条第3項第1号から第3号ま

で

（3）職員が児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定に基づ

いて行う緊急に児童を一時保護する業務及び当該業務に付随

する一連の要保護者、親権者等に接見して行う指導、相談又

は調査の業務に従事したとき。

（4）職員（医師を除く。）が次に掲げる業務に従事したと

き。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）第27条

第1項の規定に基づく調査

イ 法第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察の

立会い

ウ 法第29条第1項又は第29条の2第1項の規定に基づき入

院させる精神障害者の護送

エ 法第34条第1項から第3項までの規定に基づき入院させ

る精神障害者の移送

オ 法第47条第1項の規定に基づき精神障害者を訪問して行

う精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は指導

(5) 職員が用地の取得、使用又は損失の補償のために、土地

所有者又は関係人（官公署その他これに準ずる機関を除

く。）を訪問し、直接接見して行う折衝の業務のうち、心身

に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した

とき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき600円（当該業務が積極的な加害意思を持った相手方に対し行われ、職員の身体又は生命に重大な危険を及ぼすと人事委員会が認める場合にあつては、1,200円）とする。

（防疫等業務手当）

第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

（1）職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項及び第3項に定める感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき。

（2）職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき1,160円とする。

（防疫等業務手当）

第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

（1）職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第1項に定める感染症のうち人事委員会の定める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

（2）職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2

条第1項に定める家畜伝染病及び同法第4条第1項に定める届出伝染病並びに人事委員会がこれらに相当すると認める伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う次に掲げる業務に従事したとき。

ア 患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理業務（イ及びウに掲げるものを除く。）

イ 死亡畜の解剖業務及びその補助業務

ウ 患畜等の殺処分及びこれに伴う解体検査業務並びにこれらの補助業務

(3) 保健所に勤務する保健師（第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

ア及びイ 略

ウ 感染症予防法第6条第1項に定める感染症（次号において「感染症」という。）の患者又はその疑いのある者に対して行う検査における採血業務

条に定める家畜伝染病のうち人事委員会の定める伝染性疾患の病原体に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

(3) 保健所に勤務する保健師が次に掲げる業務に従事したとき。

ア及びイ 略

ウ 感染症予防法第6条第1項に定める感染症の患者又はその疑いのある者に対して行う検査における採血業務

(4) 衛生環境研究所に勤務する職員（第1号に掲げる業務に従事する職員を除く。）が感染症の病原体が付着した物件又は付着の疑いのある物件に対する検査、調査又は研究の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号ア、第3号及び第4号の業務 300円

(2) 前項第2号イの業務 600円

(3) 前項第2号ウの業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

--	--

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき290円とする。

第2号イの業務	第2号アの業務
第2号ウの業務	第2号アの業務 第2号イの業務

(児童生活支援業務手当)

第5条 児童生活支援業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 喜多原学園に勤務する職員のうち児童の生活指導を本務とする職員が生活指導業務に従事したとき。
- (2) 皆成学園に勤務する職員のうち児童の生活指導を本務とする保育士（夜間における生活指導業務を行わない者を除く。）が生活指導業務に従事したとき。

(社会福祉業務手当)

第5条 社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 福祉事務所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所又は婦人相談所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が、福祉に関する業務に従事したとき。
- (2) 福祉事務所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員（前号に掲げる者を除く。）が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第3項又は第4項の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 22,000円

(2) 前項第2号の業務 11,000円

(放射線取扱手当)

第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合 (月の初日から末日までの間に外部放射線を被曝し、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが人事委員会が定める測定方法に

(3) 児童相談所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員(第1号に掲げる者を除く。)が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第15条の2第1項各号の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号又は第3号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 月額 11,000円

(2) 前項第2号及び第3号の業務 職員が業務に従事した日1日につき 610円

(放射線取扱手当)

第6条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

より認められた場合に限る。)に支給する。

(1)～(3) 略

- 2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した月1月につき5,500円とする。

(医療業務手当)

第7条 略

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同項第2号の業

(1)～(3) 略

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号に掲げる職員に対する1月の手当の総額は、5,000円を超えてはならない。

(1) 前項第1号及び第3号の作業 職員が作業に従事した日1日につき230円

(2) 前項第2号イの作業 作業1回につき5円

(3) 前項第2号ロの作業 作業1回につき3円

第7条 削除

(医療業務手当)

第8条 略

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1

務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 次の区分による額

- 1級 職員が業務に従事した月1月につき44,000円
- 2級 職員が業務に従事した月1月につき29,000円
- 3級 職員が業務に従事した月1月につき24,000円
- 4級 職員が業務に従事した月1月につき22,000円
- 5級 職員が業務に従事した月1月につき20,000円

(2) 前項第2号の業務 次の区分による額

- 1級 職員が業務に従事した日1日につき2,440円
- 2級 職員が業務に従事した日1日につき1,610円
- 3級 職員が業務に従事した日1日につき1,330円
- 4級 職員が業務に従事した日1日につき1,220円
- 5級 職員が業務に従事した日1日につき1,110円

3 略

月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 次の区分による額

- 1級 月額 68,000円
- 2級 月額 44,000円
- 3級 月額 37,000円
- 4級 月額 34,000円
- 5級 月額 30,000円

(2) 前項第2号の業務 次の区分による額

- 1級 業務に従事した日1日につき 3,770円
- 2級 業務に従事した日1日につき 2,440円
- 3級 業務に従事した日1日につき 2,050円
- 4級 業務に従事した日1日につき 1,880円
- 5級 業務に従事した日1日につき 1,660円

3 略

(航海手当)

第8条 航海手当は、職員が水産試験船又は実習船に乗り組み、沿岸3マイル以遠の海域において行う試験調査、実習又は講習のための航海業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) その実施に泊を伴わない業務 300円

(2) その実施に泊を伴う業務 600円

3 前項の規定にかかわらず、職員が次の各号に掲げる業務に従事した場合における第1項の手当の額は、前項各号に定める額
にその額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

(1) 日没時から日出時までの間において行われる業務（船室内で行われるものを除く。）

第9条 削除

(航海手当)

第10条 航海手当は、職員が漁業取締船、水産試験船又は実習船に乗り組み、沿岸3マイル以遠の海域において取締り、試験調査、実習又は講習のため航海業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき290円とする。

(2) 注意報及び警報（気象業務法施行令（昭和27年政令第471号）第4条又は第5条に規定する注意報及び警報をいう。以下「警報等」という。）のうち、航海業務において危険と認められるものが行われている期間に行われる業務

(漁労手当)

第11条 漁労手当は、職員が水産試験船又は実習船に乗り組み、漁労に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を総額として、漁労に従事した職員の職務に応じて人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

(1) 遠洋漁業実習のための実習船 1 航海中における漁獲物の販売額から販売に要した経費を差し引いた額の100分の20に相当する額と1,700円に漁労に従事した職員の数に漁労に従事した回数を乗じて得た数を乗じて得た額との合計額

(夜間定時制業務兼務手当)

第9条 略

(乗船実習指導手当)

第10条 略

(種雄牛馬等取扱手当)

第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

(2) 前号に掲げる実習船以外の船舶 1 航海中における漁獲

物の販売額から販売に要した経費を差し引いた額の100分の

20に相当する額

(夜間定時制業務兼務手当)

第12条 略

(乗船実習指導手当)

第13条 略

第14条 削除

(種雄牛馬等取扱手当)

第15条 種雄牛馬等取扱手当は、畜産試験場又は中小家畜試験場

に勤務する職員が種雄牛馬若しくは種雄豚の自然交配若しくは

精液の採取若しくはこれらの作業の準備のため種雄牛馬若しく

(1) 畜産試験場若しくは中小家畜試験場又は倉吉農業高等学校に勤務する職員が種雄牛馬若しくは種雄豚の自然交配若しくは精液の採取若しくはこれらの作業の準備のため種雄牛馬若しくは種雄豚を御する作業に従事したとき、又は恒温室において精液の保存処理の作業に従事したとき。

(2) 総合事務所に勤務する職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき300円とする。

(多学年学級担当手当)

第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週

は種雄豚を御する作業に従事したとき、又は恒温室において精液の保存処理の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき230円とする。

(多学年学級担当手当)

第16条 多学年学級担当手当は、公立の小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する職員

間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者（以下この条において「教諭等」という。）が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。

(1) 給与条例第7条の2の規定に基づき管理職手当を受ける者

(2) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数（通常の状態の1週間の担当授業時間数をいう。以下この項において同じ。）がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者

(3) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が12時間に満たない者

2 前項の手当の額は、教諭等が勤務した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)及び(2) 略

のうち人事委員会規則で定める職員が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が勤務した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。

(1)及び(2) 略

(取締等業務手当)

第13条 取締等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 麻薬取締員が麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条第5項に規定する職務に従事したとき。
- (2) 職員が漁業取締船に乗り組み、漁業法（昭和24年法律第267号）その他の漁業関係法規に違反又はその疑いのある船舶について、海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙又はこれらの船舶の追跡その他の取締業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が職務に従事した日1日につき600円とする。

(麻薬等取締手当)

第17条 麻薬等取締手当は、麻薬取締員が麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条第5項に規定する職務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が職務に従事した日1日につき890円とする。

(精神保健福祉業務手当)

第18条 精神保健福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 精神保健福祉センターに勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したとき。

(2) 職員（前号に掲げる者を除く。）が次に掲げる業務に従事したとき。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この号において「法」という。）第27条第1項の規定に基づく調査

イ 法第27条第1項若しくは第2項、第29条の2第1項又は第38条の6第1項の規定に基づく診察（法第38条の6第1項の規定に基づく診察にあつては、法第29条第1項の規定に基づき入院している精神障害者に係るものに限る。）

ウ 法第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察の立会い

エ 法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送

オ 法第47条第1項の規定に基づき精神障害者を訪問して行う精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 月額 8,700円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき
330円

(訓練指導手当)

第19条 訓練指導手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員のうち人事委員会規則で定める職員が職業訓練業務に従事したとき。

(2) 高等技術専門校に勤務する職業訓練指導員（前号に掲げる者を除く。）が職業訓練業務に従事したとき。

(3) 農業大学校に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員が生徒の実習指導業務に従事したとき。

(4) 農業大学校に勤務する職員のうち人事委員会規則で定める職員（前号に掲げる者を除く。）が生徒の実習指導業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号又は第4号の業務に係る1月の手当の総額は、それぞれ第1号又は第3号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 月額 31,600円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき
1,750円

(3) 前項第3号の業務 月額 29,900円

(4) 前項第4号の業務 職員が業務に従事した日1日につき
1,660円

(特殊自動車運転手当)

第20条 特殊自動車運転手当は、職員が人事委員会規則で定める

(爆発物検査手当)

第14条 爆発物検査手当は、職員が大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- (1) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく立入検査の業務
- (2) 高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく立入検査の業務
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく立入検査の業務

特殊自動車の運転作業に従事したとき支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき300円とする。

(爆発物検査手当)

第21条 爆発物検査手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく完成検査、保安検査又は立入検査の業務に従事したとき。
- (2) 職員が高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく完成検査、保安検査、容器検査又は立入検査の業務に従事したとき。
- (3) 職員が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく使用前検

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき300円とする。

(と畜検査等業務手当)

第15条 と畜検査等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 食肉衛生検査所に勤務すると畜検査員（次号に掲げる者を除く。）がと畜場法（昭和28年法律第114号。次号において「法」という。）の規定に基づき行う獣畜のと殺検査又は解体検査その他これに付随する業務に従事したとき。
- (2) 食肉衛生検査所長が、法の規定に基づき行う獣畜のと殺検査又は解体検査その他これに付随する業務に従事したとき。
- (3) 食肉衛生検査所に勤務する衛生技師（前2号に掲げる者

査又は立入検査の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき250円とする。

第22条 削除

を除く。)が食肉処理施設内において、解体された獣畜の肉、内臓及び血液等について必要な採取及び検査業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 職員が業務に従事した月1月につき
22,000円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき
1,200円

(3) 前項第3号の業務 職員が業務に従事した月1月につき
11,000円

(狂犬病予防等業務手当)

第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が

(狂犬病予防等業務手当)

第23条 狂犬病予防等業務手当は、保健所に勤務する職員が狂犬

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。

- (1) 法第6条第2項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく犬の捕獲業務若しくは法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは狂犬病の予防注射業務又は動物愛護条例第17条第1項の規定による野犬等の収容業務
- (2) 法第6条第9項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第18条第3項の規定による野犬等の殺処分業務

病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 職員が業務に従事した日1日につき

300円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき

600円

(夜間看護手当)

第17条 略

(潜水手当)

第18条 略

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した時間1時間につき、次の各号に掲げる潜水深度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 20メートルまでのとき。 300円

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき420円とする。

(夜間看護手当)

第24条 略

(潜水手当)

第25条 略

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した時間1時間につき、次の各号に掲げる潜水深度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 20メートルまで 310円

(2) 20メートルを超え、30メートルまでのとき。 600円

(3) 30メートルを超えるとき。 1,200円

(特殊現場作業手当)

第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所（治山工事、防災工事、橋りょう工事その他の土木工事にあつては、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所に限る。以下この号において「高所」という。）で行う工事の監督、検査、測量、調査若しくは実習の指導その他これに類する業務又は高所で行う大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づくばい煙若しくは粉じんの測定の業務に従事したとき。

(2) 30メートルまで 780円

(3) 30メートルを超えるとき 1,500円

(特殊現場作業手当)

第26条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所（人事委員会が定める場合にあつては、地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所）で行う工事の監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したとき。

- (2) 職員が橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したとき。

(2) 職員がトンネルの坑内で行う監督、検査、測量、調査又は指導その他これに類する業務に従事したとき。

(3) 県土整備部又は総合事務所に所属する職員が次に掲げる作業に従事したとき。

ア 交通を遮断することなく行う次に掲げる道路の維持修繕等の作業で、日没時から日出時までの間又は当該作業を行うに当たって危険と認められる警報等が行われている期間において行われるもの

(ア) 舗装の打換、カバーリング、パッチング又は路面の整正の作業

(イ) 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、防護柵、分

(3) 職員がトンネルの坑内で行う監督その他人事委員会規則で定める業務に従事したとき。

(4) 職員がダム（河川法（昭和39年法律第167号）第44条第1項に規定するダムをいう。以下同じ。）に係る作業場のうち人事委員会が勤務環境が劣悪であると認めたものにおいて当該作業場の作業に従事したとき。

(5) 県土整備部又は総合事務所若しくは地方県土整備局に所属する職員が交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

離帯、区画線、道路標識等の新設、改築、維持又は修繕の

作業

(ウ) 除雪車による除雪及びこれに伴う排雪等の作業

イ 県が管理する道路及び河川等において著しく腐敗し、又

は損壊した鳥獣の死体を処理する作業

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号、第2号及び第3号イの業務 300円

(2) 前項第3号アの業務 600円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわら

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号及び第2号の業務 220円（同項第1号の業務のうち、地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた業務にあつては、320円）

(2) 前項第3号の業務 560円

(3) 前項第4号の業務 690円

(4) 前項第5号の業務 300円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、それぞれ同表右欄に掲げ

ず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

略	
第3号イの業務	第3号アの業務
第3号ア(ウ)の業務	第3号ア(ア)の業務 第3号ア(イ)の業務

(家畜保健衛生業務手当)

第20条 家畜保健衛生業務手当は、家畜保健衛生所に勤務する獣医師が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

る業務に係る手当は支給しない。

略	
第3号の業務	第1号の業務 第2号の業務
第4号の業務	第1号の業務 第2号の業務 第3号の業務

(家畜保健衛生業務手当)

第27条 家畜保健衛生業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第2号から第6号までに規定する業務のうち家畜等に直接接して行う業務（次号及び第3号に掲げる業務を除く。）

(2) 死亡畜の解剖業務及びその補助業務

(3) 患畜等の殺処分及びこれに伴う解体検査業務並びにこれらの補助業務

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 300円

(2) 前項第2号の業務 600円

(1) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師のうち人事委員会規則で定める職員が家畜の伝染病予防又は保健衛生のため必要な試験、検査、診断その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。

(2) 家畜保健衛生所に勤務する獣医師（前号に掲げる者を除く。）が家畜の伝染病予防又は保健衛生のため必要な試験、検査、診断その他これらに準ずると人事委員会が認める業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、前項第2号の業務に係る1月の手当の総額は、第1号に定める額を超えることができない。

(1) 前項第1号の業務 月額 15,800円

(2) 前項第2号の業務 職員が業務に従事した日1日につき

870円

(3) 前項第3号の業務 1,200円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

第2号の業務	第1号の業務
第3号の業務	第1号の業務 第2号の業務

(有害物等取扱手当)

第21条 有害物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。ただし、第1号の作業に係る手当の支給を受ける日については、第

(有害物等取扱手当)

第28条 有害物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。ただし、第1号の作業に係る手当の支給を受ける日については、第

2号の作業又は業務に係る手当は、支給しないものとする。

(1) 職員が建築物その他の工作物（以下この条において「建築物等」という。）で戸、窓等を密閉したものの内部において、有害物を取り扱う作業のうち次に掲げる作業に従事したとき。

ア クロールピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業（くん蒸箱又は小型消毒缶によるものを除く。）

イ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。次号において「法」という。）第2条に規定する毒物又は劇物に関わる作業のうち大量のガスの発生を伴うもの

(2) 職員が建築物等の内部で法第2条第1項に規定する毒物その他人体に有毒な成分を含有する危険物質の散布等の作業又は現場におけるその直接の指導業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき300円とする。

2号の作業又は業務に係る手当は支給しないものとする。

(1) 職員が人事委員会規則で定める場合において、有害物を取り扱う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

(2) 職員が人事委員会規則で定める有毒な農薬の散布作業又は現場におけるその直接の指導業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき290円とする。

(環境衛生検査等業務手当)

第22条 環境衛生検査等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（平成17年鳥取県条例第67号）第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。

第29条 削除

第30条 削除

(環境衛生検査等業務手当)

第31条 環境衛生検査等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 保健所に勤務する職員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の規定に基づき尿処理施設の立入検査の業務に従事したとき。
- (2) 保健所に勤務する職員が浄化槽法（昭和58年法律第43号）第53条第2項の規定に基づく浄化槽の立入検査の業務に

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき300円とする。

従事したとき。

(3) 保健所又は衛生環境研究所に勤務する職員が、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づくばい煙又は粉じんの測定の業務のうち、地上又は水面上15メートル以上の足場（人事委員会が定める場合にあつては、地上又は水面上10メートル以上の足場）で行う業務に従事したとき。

(4) 保健所又は衛生環境研究所に勤務する職員が、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく水質の測定の業務のうち、人事委員会規則で定める公共用水域において船舶を使用して行う業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号及び第2号の業務 290円

(2) 前項第3号及び第4号の業務 230円

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。以下この項において「教諭等」という。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(用地交渉手当)

第32条 用地交渉手当は、職員が用地の取得のための折衝業務又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく建築物等の移転若しくは除却等のための折衝業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した時間1時間につき320円とする。

(教員特殊業務手当)

第33条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが非常災害時等の緊急業務、児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒を引率して行う指導業務、部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童若しくは生徒に対する指導業務又は入学試験における受験生の監督等の業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合において、その業務が心身に

著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの

(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第3条第1項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条

例（平成6年鳥取県条例第36号）第3条第1項に規定する週休日（以下この項において「週休日」という。）若しくは給与条例第12条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは給与条例第14条後段に規定する人事委員会規則で定める日（以下この項において「休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

(6) 次に掲げる業務のうち週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日及び平日の午後8時から翌日の午前8時までの間に行われるもの

ア 農場等の管理業務

イ 家畜及び家畜舎等の管理業務

ウ 家畜等の分娩の補助に係る業務

(7) 盲学校、聾学校又は養護学校に勤務する教諭等が行う児童又は生徒への直接指導

(8) 小学校若しくは中学校の障害児学級を担当すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭及び講師が行う児童又は生徒への直接指導

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号アの業務 業務に従事した日1日につき
3,200円

(2) 前項第1号イ又はウの業務 業務に従事した日1日につ

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき
3,200円（被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会
が認める業務に従事した場合にあっては、その額に3,200円を
加算した額）を超えない範囲内において、その業務の内容に応
じ、人事委員会規則で定める額とする。

き3,000円

(3) 前項第2号から第4号まで及び第6号の業務に従事した

時間（人事委員会規則で定める時間に限る。）1時間につ

き、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1時間以上2時間未満 600円

イ 2時間以上3時間未満 1,200円

ウ 3時間以上4時間未満 1,800円

エ 4時間以上5時間未満 2,400円

オ 5時間以上6時間未満 3,000円

カ 6時間以上 3,600円

(4) 前項第5号の業務 業務に従事した日1日につき900円

(5) 前項第7号及び第8号の業務 業務に従事した月1月に

つき11,000円

3 前項の規定にかかわらず、被害が特に甚大な非常災害（災害

対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する

非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災

害対策本部が設置される災害をいう。)の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合における第1項第1号アの手当の額は、前項第1号に定める額に3,200円を加算した額とする。

(災害応急等作業手当)

第24条 災害応急等作業手当は、職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

- (1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業、応急作業のための災害状況の調査若しくは災害救助
(次項において「応急作業等」という。)

第34条 削除

(災害応急作業手当)

第35条 災害応急作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる県が管理する現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査(次項において「応急作業等」という。)

ア～エ 略

オ 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大が行われた場合において、その設定又は拡大が行われた時までの間における当該区域と同一の地域を含む。）

(2) 前号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

(3) 職員が航空機に搭乗して行う次に掲げる業務

ア 消火活動、救急業務その他の消防活動

イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査その他の防災業務

ウ 教育訓練

ア～エ 略

(2) 総合事務所又は地方県土整備局に勤務する職員が、洪水警戒体制時においてダムゲートの操作を行い、貯留された流水を放流する作業

(3) 第1号に掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業

エ アからウまでの業務に相当すると人事委員会が認める業務

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の巡回監視の作業 職員が作業に従事した日1日につき600円
- (2) 前項第1号の応急作業等 職員が作業に従事した日1日につき1,200円
- (3) 前項第2号の作業 職員が作業に従事した日1日につき1,200円の範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会の定める額
- (4) 前項第3号ア及びイの業務 職員が業務に従事した時間1時間につき1,200円
- (5) 前項第3号ウの業務 職員が業務に従事した時間1時間につき300円

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の巡回監視及び同項第2号の作業 480円
- (2) 前項第1号の応急作業等 730円
- (3) 前項第3号の作業 730円の範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会の定める額

3 前項の規定にかかわらず、第1項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、同号に定める額を同項の手当の額とする。

(1) 第1項第1号又は第2号の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項各号に定める額にその額の100分の100 (当該業務が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、100分の150) に相当する額を加算した額

(2) 第1項第3号の作業が次のものである場合 前項各号に定める額にその額の100分の100 (当該業務が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、100分の150)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額を同項の手当の額とする。

(1) 第1項第1号又は第3号の作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項各号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第1号又は第3号の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項各号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

に相当する額を加算した額

ア 海上における飛行距離が100キロメートル以上の救助業務

イ 高度100メートル以下の低空をヘリコプターにより30分以上飛行して行う海上における救助業務及び海洋等の汚染等の観測業務

ウ 空中で停止飛行したヘリコプターにより行うつり上げ救助業務

エ 空中で停止飛行したヘリコプターにより行うつり上げ業務で第1項第3号イ及びウに掲げる業務に係るもの

オ 空中で停止飛行したヘリコプターにより行う降下の業務

カ 空中で停止飛行したヘリコプターにより行う降下の業務で第1項第3号アからウまでの業務を機外において補助するもの

キ その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務

(3) 第1項第3号の作業が日没時から日出時までの間において

行われた場合（前号に掲げるものを除く。） 前項各号に定め

る額にその額の100分の50に相当する額を加算した額

（教育業務連絡指導手当）

第25条 略

4 第1項第1号又は第3号の業務に係る手当が支給される日に

ついては、同項第2号に掲げる業務に係る手当は支給しない。

（教育業務連絡指導手当）

第36条 略

（航空機搭乗業務手当）

第37条 航空機搭乗業務手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲

げる業務に従事したときに支給する。

（1） 消火活動、救急業務その他の消防活動

（2） 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における

災害発生状況等の調査その他の防災業務

（3） 教育訓練

(4) 前3号に掲げる業務に相当すると人事委員会が認める業務

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した時間1時間につき1,900円とする。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業務に従事した場合における第1項の手当の額は、前項に定める額に当該業務に従事した時間1時間につき570円（第2号に掲げる業務（人事委員会の定めるものに限る。）が日没時から日出時までの間において行われた場合にあつては、855円）を加算した額とする。

(1) 海上における飛行距離が100キロメートル以上の救助業務

(2) ヘリコプターによる高度100メートル以下の低空を30分以上飛行して行う海上における救助業務、空中で停止飛行して行うつり上げ救助業務その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務（前号に掲げる業務を除く。）

(3) 日没時から日出時までの間において行う業務（前2号に

(併給禁止)

第25条 給与条例第16条の3に規定する人事委員会規則で定める

職員には、同条の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は、支給しない。

2 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲

掲げる業務を除く。)

4 前2項の規定にかかわらず、飛行中のヘリコプターから降下して第1項の業務に従事した場合における同項の手当の額は、前2項の規定により得られる額にその降下した日1日につき870円を加算した額とする。

(併給禁止)

第38条 給与条例第7条の規定により給料の調整額を受ける職員

には、有害物等取扱手当（第28条第1項第1号の作業に係るものに限る。）は支給しない。

2 給与条例第16条の3に規定する人事委員会規則で定める職員には、同条の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は支給しない。

3 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給を受けるときは、それぞれ同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げ

げる一の特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

<p><u>と畜検査等業務手当</u></p>	<p><u>防疫等業務手当（第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。）</u> 有害物等取扱手当</p>
<p>特殊現場作業手当（<u>第19条第1項第1号の業務に係るものに限る。</u>）</p>	<p>爆発物検査手当</p>

る一の特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる一の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。

<p>漁労手当</p>	<p>航海手当</p>
<p><u>訓練指導手当</u></p>	<p><u>特殊自動車運転手当</u> 有害物等取扱手当</p>
<p>特殊現場作業手当（<u>第26条第1項第1号の業務に係るものに限る。</u>）</p>	<p>爆発物検査手当 <u>環境衛生検査等業務手当</u> （<u>第31条第1項第3号及び第4号の業務に係るものに</u>）</p>

			限る。)
特殊現場作業手当 (第19条第1項第2号の業務に係るものに限る。)	爆発物検査手当	特殊現場作業手当 (第26条第1項第3号の業務に係るものに限る。)	爆発物検査手当
家畜保健衛生業務手当	防疫等業務手当 (第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。) 有害物等取扱手当	特殊現場作業手当 (第26条第1項第5号の業務に係るものに限る。)	特殊自動車運転手当
有害物等取扱手当	防疫等業務手当 (第4条第	家畜保健衛生業務手当	防疫等業務手当 (第4条第1項第2号の業務に係るものに限る。)
		有害物等取扱手当 (第28条第	防疫等業務手当 (第4条第

	1項第1号、第2号及び第4号の業務に係るものに限る。)
災害応急等作業手当 (第24条第1項第1号及び第2号の業務に係るものに限る。)	特殊現場作業手当 (第19条第1項第3号の業務に係るものに限る。)

(人事委員会への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

1項第1号の業務に係るものに限る。)	1項第1号及び第2号の業務に係るものに限る。)
災害応急作業手当 (第35条第1項第1号及び第3号の業務に係るものに限る。)	特殊現場作業手当 (第26条第1項第5号の業務に係るものに限る。)

(人事委員会規則への委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業</p>	<p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係</p>

務に係る手当は、支給しない。

(1) 法第6条第2項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく犬の捕獲業務若しくは法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは狂犬病の予防注射業務又は動物愛護条例第11条第1項の規定による野犬等の収容業務

(2) 法第6条第9項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第12条第3項の規定による野犬等の殺処分業務

2 略

る手当は、支給しない。

(1) 法第6条第2項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく犬の捕獲業務若しくは法第13条の規定に基づく犬の検診若しくは狂犬病の予防注射業務又は動物愛護条例第17条第1項の規定による野犬等の収容業務

(2) 法第6条第9項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第14条第1項の規定に基づく犬の殺処分業務又は動物愛護条例第18条第3項の規定による野犬等の殺処分業務

2 略

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。